

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、居住期間が90年を超えていたこと、地域内で仕事をしたり、近所の住民と交流したりするなど、地域社会等との関わり合いが相当程度あったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として40万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し、保証する。

- （1） 亡A（以下、「被相続人」という。）が、平成31年3月○日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- （2） 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記記載の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- （1） 被相続人分
 - 1 生活基盤変容による精神的損害の増額分（第五次追補第2の2）

金 40万円
 - 2 精神的損害の増額分（要介護：第五次追補第2の4 I ①）

金 120万円期間：平成23年3月11日～平成27年3月31日
- （2） 申立人X1及び同X2分
精神的損害の増額分（介護者：第五次追補第2の4 I ⑦）

金 147万円

期間：平成23年3月11日～平成27年3月31日

第3 和解金額

被申立人は、第2項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金307万円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（第2項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年11月8日

（仲介委員 竹之内 俊）